

広島県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第三百三十八号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・五・二〇九号駅前線

三 事業施行期間

平成八年十一月十四日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成八年広島県告示第千八十九号、平成十五年広島県告示第三百五十六号及び平成二十五年広島県告示第七十一号の事業地のうち、広島市佐伯区五日市町大字皆賀、五日市町大字中地及び五日市町大字美鈴園地内において、事業地を変更する。

使用の部分

変更なし